

工事関係の入札について

令和8年2月26日(調査日)現在

質問内容	桐生市	県内他市(11市)	
予定価格の公表時期	事前公表	・すべての市が事前公表	(11市)
最低制限価格の公表時期	事後公表	・ほとんどの市が事後公表	事前公表(1市) 事後公表(10市)
落札・採用率(令和6年度) ※落札・採用額(総額)/予定価格(総額)	95.59%	87.29%~97.80%	-
条件付き一般競争入札・指名競争入札の基準	<ul style="list-style-type: none"> 条件付き一般競争入札は概ね1,000万円以上の建設工事・修繕 条件付き一般競争入札となる金額以下は指名競争入札 	<ul style="list-style-type: none"> 入札となる金額(200万円超の工事)の案件については、原則、条件付き一般競争入札 一定の金額以上の工事は、原則、条件付き一般競争入札(金額は500万円、1,000万円、2,000万円など市により異なる) 工事の種類(土木・建築など)ごとに条件付き一般競争入札の基準あり 	(4市) (4市) (3市)
※ 総合評価落札方式を採用する基準があるか	<ul style="list-style-type: none"> 明確な基準はない 「工事の規模、技術特性等を勘案し、契約検査課長が指定する」と要綱で定めている 	<ul style="list-style-type: none"> 金額など一定程度の基準あり 要綱・要領などに明確な基準はない 	(6市) (5市)
総合評価落札方式の実施件数	<ul style="list-style-type: none"> 近年では新本庁舎建設工事のみ H21年度からR2年度まで試行(年に2~3件実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 月平均1~2件実施 年に数件程度実施 過去に実施したことがあるが、最近はこの方式での実績はない 	(2市) (3市) (6市)
プロポーザル方式の案件に対して、契約担当課がどの程度関わっているか	<ul style="list-style-type: none"> 事業担当課がすべて実施(提案内容・技術力などを審査する方式であるため) 契約検査課では、契約事務に関する内容について、相談があれば応じている 	<ul style="list-style-type: none"> 事業担当課がすべて実施(相談があれば応じている) 契約担当課が関わって指名選考委員会と同様の委員会に諮問している 起案の合議の段階で、内容を確認している 	(7市) (3市) (1市)
※ プロポーザル方式を採用する基準があるか	・マニュアルやガイドラインは作成していない	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルまたはガイドラインを作成している マニュアルまたはガイドラインを作成していない 	(6市) (5市)
指名人の選考等を行う委員会の設置及び諮問する金額の基準	<ul style="list-style-type: none"> 有・桐生市契約等業者指名選考委員会規程 ・250万円を超える入札 ・200万円を超える随意契約(工事) 	・すべての市が要綱や規程により設置しているが、条件の設定は様々(すべての入札案件を対象としている場合や、5,000万円以上の工事を対象にしている場合など)	設置(11市)
入札及び契約の適正化を促進する委員会設置の有無及び名称	有・桐生市公共工事等入札監視委員会条例	<ul style="list-style-type: none"> ・約半数の市が要綱や要領で実施 ・約半数が未設置 	設置(6市) 未設置(5市)